

## [調査案内]

### 調査許可証とプロフェッショナル・パスの取得方法の変更点について

須田一弘（北海学園大学人文学部）

私は所属する大学の在外研修制度を利用して、マレーシア・トレンガヌ州の Universiti Malaysia Darul Iman (UDM) に籍を置いて、来年3月まで、およそ1年間の予定でオラン・アスリの調査研究を行っている。今回、長期間の調査・研究のための手続きを進めるにあたり、本誌第32号の篠崎氏の取得方法に関する報告 (pp.12-13) は大変参考になった。しかし、篠崎氏も指摘しているように、取得方法に変更が生じることがよくあり、また、その変更に関する情報が、日本で入手可能な情報源である各機関のホームページに反映されていないことも多い。私も、今回の申請手続きを進める中で、何度かそのような変更直面し、そのたびに当惑した。とくに、マレーシア入国後のプロフェッショナル・パス取得に関する手続きには、かなり消耗してしまった。私は長期間の滞在を前提にしていたので時間的なロスはそれほど大きくはなかったが、夏休みなどを利用した1~2ヶ月の短期間の滞りの場合には、ダメージも大きくなるだろう。

本稿では本誌第32号の篠崎氏の報告を前提に、その後の変更点を紹介したい。私の体験が会員諸氏のご参考になれば幸いである。

#### 1. 調査許可の申請

調査許可証を Prime Minister's Department の Economic Planning Unit (以下 EPU) から取得する基本的方法は篠崎氏の報告の通りである。また、私の知る限り、ここ10年ほど担当責任者はムニラー女史が務めている。以下に述べる EPU とのやりとりは、いずれもムニラー女史とメールで行った。ムニラー女史のアドレスは、EPU のホームページに記載されているので、申請に関する疑問や質問はメールで女史に送るとよいと思われる。

さて、この手続きでの大きな変更点は、申請料50リンギの支払方法である。かつては到着後に手数料を支払う意志を示した宣誓書の提出で申請が受理されたし、EPU のホームページにも申請時の支払いが不可能な場合には宣誓書を提出するようにと書いてある。しかし、ムニラー女史によるとこの手続きが変更され、申請料の支払いがなければ申請を受理しないということになったそう。しかも、現金での支払いは認められず、必ず郵便為替か銀行手形を利用しなければならない。もっとも簡単な送金方法は、マレーシアのカウンターパートに一時立て替え

てもらふことであろう。ムニラー女史もこの方法を勧め、私もそれに従った。それが不可能な場合には、日本からの郵便為替や銀行手形の送金が必要となる。

また、調査許可証取得の条件として、関連する分野を研究しているマレーシアの大学教員に連絡を取り、研究計画について学生へのプレゼンテーションをするように求められた。この手続きは、ホームページのどこにも書かれていない。おそらく、ムニラー女史の独断と思われる。連絡を取る大学教員はムニラー女史が指定してくる。プレゼンテーションは、EPU への出頭前に行わなければならない、その日程が決まらない限り調査許可を認めないとのことであった。もちろん、プレゼンテーションには EPU の職員は参加しない。したがって、調査許可取得のために必要なのは、プレゼンテーションの日程を先方からメールなどで知らせてもらい、それをムニラー女史に転送することである。私は UKM の Hood Salleh 教授を指定された。Hood 教授とは面識があり、また、私のカウンターパートの恩師でもあったため、事情を説明すると入国翌日にプレゼンテーションを行う予定であるというメールをお送り下さった。実際には数日後に KL 市内のホテルで行われていたセミナーに出席中の Hood 教授と昼食をご一緒し、世間話をしただけではあるが・・・。

ところで、EPU のホームページを見てみると、“The procedure to submit application to EPU”という文書があった。ここでは、申請手続きを迅速に進めるため、記入済みの申請書と調査計画書、それに申請書の1ページ目（申請者の写真を貼るページ）と6ページ目（署名欄のあるページ）をそれぞれスキャナに取り込み、添付ファイルとしてムニラー女史のメールアドレスに送信し、その上ですべての必要書類を EPU に郵送することとあった。私はそれに従ったが、すぐにムニラー女史から、「メールでの申請は受け付けられない。すべての必要書類を郵送しなければ申請を受理しない」というメールが届いた。全く必要のない手続きだったようである。

## 2. マレーシア入国ビザの取得手続き

この手続きでは、篠崎氏の報告に付け加えることはあまりない。ただし、私は EPU からの調査許可の承認が日本出国間際になったため、実際にはマレーシアへの入国ビザを取得しなかった。その場合は、到着時に空港で90日有効の Social Visit Pass をもらい、プロフェッショナル・パス申請時に、500リングを支払って“Journey Performed Visa Process”の手続きを行い、マレーシアで入国ビザに切り替えることが出来る。在日マレーシア大使館は東京にしかないため、私のような地方在住者にはこの方が経済的ではあるが、少なくともマレーシア大使館にコンタクトを取り、プロフェッショナル・パスの取得方法に関する情報を入手し

ておけばよかったと、後になって後悔した。

### 3. マレーシア入国後の手続き

マレーシア入国後の EPU での手続きは篠崎氏の報告の通りである。ここでは、申請料はすでに支払い済みなので、登録料 150 リンギを郵便為替か銀行手形で支払うことになる。郵便為替 (Wang Pos) はどの郵便局でもすぐに入手可能なので、プトラジャヤの EPU に行く前に購入しておくといよい。

つぎに、入国管理局でプロフェッショナル・パスを取得することになるが、篠崎氏が予見されたように、入国管理局もプトラジャヤへ移転した。住所は以下の通りである。

Visa, Pass and Permit Division,  
Department Immigration Malaysia,  
Level 3, Block 2G4, (PODIUM) Precinct2,  
Federal Government Administration Centre,  
62550 Putrajaya, Federal Territory.  
Tel: 03-8888-1405

入国管理局へは、EPU 同様、KL transit のプトラジャヤ駅で下車してバスまたはタクシーを利用する。駅にはタクシーカウンターがあり、そこで行き先を告げクーポンを購入する。また、入国管理局にもタクシーカウンターがあり、プトラジャヤ駅や KL までのタクシーが利用できる。2007年4月現在、プトラジャヤ駅からのバスは時間帯により1時間に1～2本で50セン、タクシーは EPU までが10リンギ、入国管理局までが7リンギ(復路も同額)であった。

さて、プロフェッショナル・パスの取得方法に変更があった。以前は、篠崎氏の報告の通り、申請書 (IM.12, 入国管理局のホームページからダウンロード可能) に、EPU から入手したレターと、写真などを添えて申請を受理してもらったが、今回はそれ以外に Lembaga Hasil Dalam Negeri (Income Tax Department、以下 LHDN) からの二つの書類が必要であった。しかも、EPU (というかムニラー女史) はその変更を認めておらず、そのような書類は必要がないと言うだけで、入国管理局への問い合わせ等はしてくれなかった。

プロフェッショナル・パスは本来、芸術家や宗教家、ボランティアや専門的な技術を持った外国人が、マレーシア国内でその専門的な技術や知識をもって活動(経済活動を含む)するための滞在許可であり、学術調査者もその中に含まれている。手続きの詳細は入国管理局のホームページの [http://www.imi.gov.my/eng/perkhidmatan/im\\_PasIkhtisas.asp](http://www.imi.gov.my/eng/perkhidmatan/im_PasIkhtisas.asp) に紹介されているが、原則として入国前の申請が必要である。したがって、申請は申請者本人で

はなく、スポンサーとなる機関や代理人が行うのが通常の手続きのようである。この点からも、EPUを通じての調査者本人によるプロフェッショナル・パスの申請は異例の手続きのようだ。

今回、新たに必要とされた書類は Personal Bond (身元保証書のようなもの) と Income Tax Declaration Letter であり、いずれも LHDN から入手することになる。手続きの流れに沿って紹介すると、EPU からのレターを持って入国管理局に行き、プロフェッショナル・パスを申請したい旨、カウンターで担当係官に丁寧に話しかけると、入国管理局と LHDN が作成した必要書類一覧を渡され、そのうち何が必要かを教えてくれる。なお、この必要書類一覧には“Personal Bond”の申請書がステープラーで留めてある。この時、スポンサーを EPU にするか他の機関にするかで、提出すべき書類が異なってくる。さらに、他の機関をスポンサーとした場合には、申請者だけでなくその機関の職員が同行することが必要となる。これは、前述のプロフェッショナル・パスの性質上、仕方がないことのようにである。EPU をスポンサーにして、本人が申請した方が手続きは簡単だが、EPU はプロフェッショナル・パスの申請に関するスポンサーになることを認めてはくれない。EPU はスポンサーを経済的なものと考えており、一方、入国管理局は身元保証人のようなものと考えている。その齟齬がプロフェッショナル・パスの取得を少々難しくしているようだ。私は、EPU にはあらためて許可を取ることなく、EPU をスポンサーとして申請した。その結果、必要な書類が上記のように他に二つあることを指摘されたのである。

二つの書類を入手するためには LHDN に赴く必要がある。住所は以下の通りである。

Lembaga Hasil Dalam Negeri  
Cawasan Tidak Bermastautin  
Tingkat 10 & 11, Blok 11  
Komplek Bangunan Kerajaan  
Jalan Duta, KL  
Tel: 03-6209-2300 ext. 2694

LHDN は KL 市内北西部にあるので、プトラジャヤから KL に戻る必要がある。私は KL セントラルからタクシーを利用した。この役所もプトラジャヤへ移転する可能性があるので、申請の際には入国管理局で場所を確認することをお勧めする。

まず、門を入ってすぐ左の建物(確か Blok8 だったと思う)の地上階で“Personal Bond”の手続きをする。この書類は申請者がマレーシアの法律を破った場合、身元保証人が 1,000 リンギを支払うことを宣誓し、それを証人が確認するもので、署

名の後 10 リンギを支払いスタンプを押してもらおう。身元保証人と証人の署名はスタンプの後でも構わない。

次に、Blok11 の 10 階に行き、外国人受付でプロフェッショナル・パス申請のための書類をもらいたいことを話すと、そのための申請書をくれる。これに、担当係官の指示通りに住所や滞在目的、スポンサーとの契約内容を書き込んでいく。調査の場合にはスポンサーとの契約などはないので、その場合は空欄でよい。ここで、日本での雇用証明書が必要となるので、所属する大学などの研究機関から英文の雇用証明書や在籍証明書をもってしておく必要がある。また、住所はホテルなどの一時的なものではなく、ある程度恒常的なものでなければならない。申請書の記入が終わると、記載に間違いがないことを、マレーシアのスポンサー機関の公印と署名で証明する必要があるため、それをもらうために一旦そこを辞し、スポンサー機関に行かなくてはならない。公印と署名をもって LHDN に戻るまでには入国管理局へ提出する書類は完成している。

ここで、スポンサーからの公印と署名が問題となる。前述のように、プロフェッショナル・パスの申請にあたり EPU はスポンサーにはなってくれないので、カウンターパートが所属する機関など、他からもらう必要がある。私はまず EPU に頼みに行ったが、ムニラー女史は「調査者は経済活動に従事するわけではないので、このような手続きは不要であるし、認められない」とおっしゃられた。もちろん、それはそうなのだが、プロフェッショナル・パスの発給は EPU ではなく入国管理局が行っているため、そちらに従わざるを得ない。ムニラー女史によると、「あなたの他にも外国人研究者が同じような相談に来たが、そのような手続きは必要ないので、もう一度入国管理局でこれらの書類なしで申請するように言った。その後は相談に来なくなったので、おそらくうまくいったのだろう」とのことだったが、おそらく私のように EPU に頼らずに入国管理局の指示に従ったのだと思う。

さて、上記の書類が整ったら、あらためて入国管理局へ行って、申請を受理してもらおう。発給までの処理時間は短縮され 3 日間になった。発給時に支払いカウンターで必要額を支払い、パスポートにプロフェッショナル・パスを添付してもらおうとすべての手続きは終了する。ちなみに、入国管理局での支払いは現金でよい。入国後の手続きは、最短なら 1 週間ほどで完了するはずである。ご参考までに、以下に最短の手続きモデルを記しておく。

第 1 日目 午前中に最寄りの郵便局で郵便為替 (Wang Pos) 150 リンギを購入し、プトラジャヤの EPU へ行き手続き。その後、入国管理局で必要書類を確認し、Personal Bond の用紙をもらう。午後 LHDN に行き、Personal Bond にスタンプを押してもらい、所得税申告書の申請

をする。その後、スポンサー機関に行き、申請書に公印と署名をもらい、併せて **Personal Bond** に署名をもらう。

第2日目 午前中に LHDN に行き、所得税申告書の手続きを完了する。午後にプトラジャヤの入国管理局へ行き、プロフェッショナル・パスの申請をする。

第5日目 プトラジャヤの入国管理局に行き、プロフェッショナル・パスを発給してもらう。

プロフェッショナル・パスの申請から受理までの3日間の待ち時間には、休日はカウントされない。月曜日に受理された場合には木曜日に発給されるが、金曜日に受理された場合には、月曜日ではなく水曜日に発給されるので注意されたい。

以上が 2007 年 4 月現在の調査許可証とプロフェッショナル・パスの取得状況である。長々と冗長な説明になってしまったことをお詫びしたい。取得方法にまた変更が生じる可能性はおおいにあると思われる。在日本マレーシア大使館への問い合わせや諸機関のホームページで、事前に十分な情報を入手する事をお勧めする。